

優先選考住宅(ちわら住宅)に申込みされる方へ

(1) 優先選考住宅(ちわら住宅)に申込みできる世帯

市営住宅の入居資格を有している世帯(別添:「市営住宅入居者募集のご案内」p 3~5)で下記の条件のいずれかにあてはまる世帯です。

① 高齢者世帯(ちわら住宅)

高齢者単身世帯、高齢者のみの2人世帯、高齢者夫婦(いずれか一方が高齢者であれば可)世帯

〔定義〕高齢者は、申込み時点で満60歳以上の者であること

② 障害者世帯(ちわら住宅)

障害者単身世帯、障害者のみの2人世帯、障害者夫婦世帯(いずれか一方が障害者であれば可)、障害者と親又は障害者と子の世帯(3人までの世帯)、高齢者と障害者からなる2人世帯

〔定義〕障害者は、身体障害者手帳1~4級、精神障害者保健福祉手帳1~2級、療育手帳Aのいずれかの所持者であること

③ 子育て世帯(ちわら住宅)

入居申込みの時点で小学校卒業前の子を含む世帯

(2) 期限付き使用期間

優先選考対象のバリアフリー住戸・子育て世帯向け住戸では、より多くの方々への入居機会の公平性を保つために期限付き入居期間を設けます。

〔入居期間〕

○高齢者若しくは障害者が入居している期間

上記、入居条件①または②から外れた場合は退去となります。ただし、条件から外れた世帯が、市営住宅の入居資格(別添:「市営住宅入居者募集のご案内」p 3~5)にあてはまる場合は、他の市営住宅への住み替えができます。

○子が満18歳となる日の属する年度の末日か、12年を超えない期間のいずれか短い方

子が18歳になる以前に転出した場合は退去となります。

(3) 優先選考

優先バリアフリー住戸・子育て世帯向け住戸は、高齢や障害で日常生活に不便のある世帯や低所得層の子育て世帯を対象に、困窮度の高さに応じて優先して選考します。

〔選考基準〕住宅や生活困窮度のポイント制

○収入状況、現在の住まい、現在の家族構成、現在の住宅環境、障害の程度、高齢の程度等の得点の累計で判定します。

※上記の全ての条件に同意される方のみ申込みできます。